

# 青森県報

第三千四百四十六号

平成二十三年  
十月三日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

- 災害救助法の適用……………(健康福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二

## 告示

青森県告示第七百八十二号

平成二十三年九月二十一日からの台風第十五号に伴う大雨被害により発生した災害について、次のとおり災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)を適用した。

平成二十三年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 適用期日 平成二十三年九月二十一日
- 二 適用地域 南部町

青森県告示第七百八十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年指月日定
名 称 バンドー介護サポート株式会社 主たる事務所の所在地 弘前市大字西城北二丁目六の三	名 称 バンドー介護サポート株式会社 ケアフロント弘前 居宅介護支援事業所ふくじゅ	平成 三〇・九・二五
株式会社福寿 黒石市大字牡丹の一三	弘前市大字西城北二丁目三の四 黒石市大字牡丹の一三	三〇・一〇・一

## 公告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社上成建設
- 二 代表者の氏名 小又 勝雄
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字森ヶ沢一八七の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第五〇〇〇八二号

五 取消年月日 平成二十三年八月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、石、鋼構造物、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社米田建設

二 代表者の氏名 米田 勇作

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四四五の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一二八八四号

五 取消年月日 平成二十三年八月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社沼口工務店

二 代表者の氏名 沼口 茂生

三 主たる営業所の所在地 十和田市西五番町二八の二七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第四二六九号

五 取消年月日 平成二十三年八月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭